

中小企業のGX推進に向けた支援施策のご紹介

2025年7月3日

九州経済産業局資源エネルギー環境部
カーボンニュートラル推進・エネルギー広報室

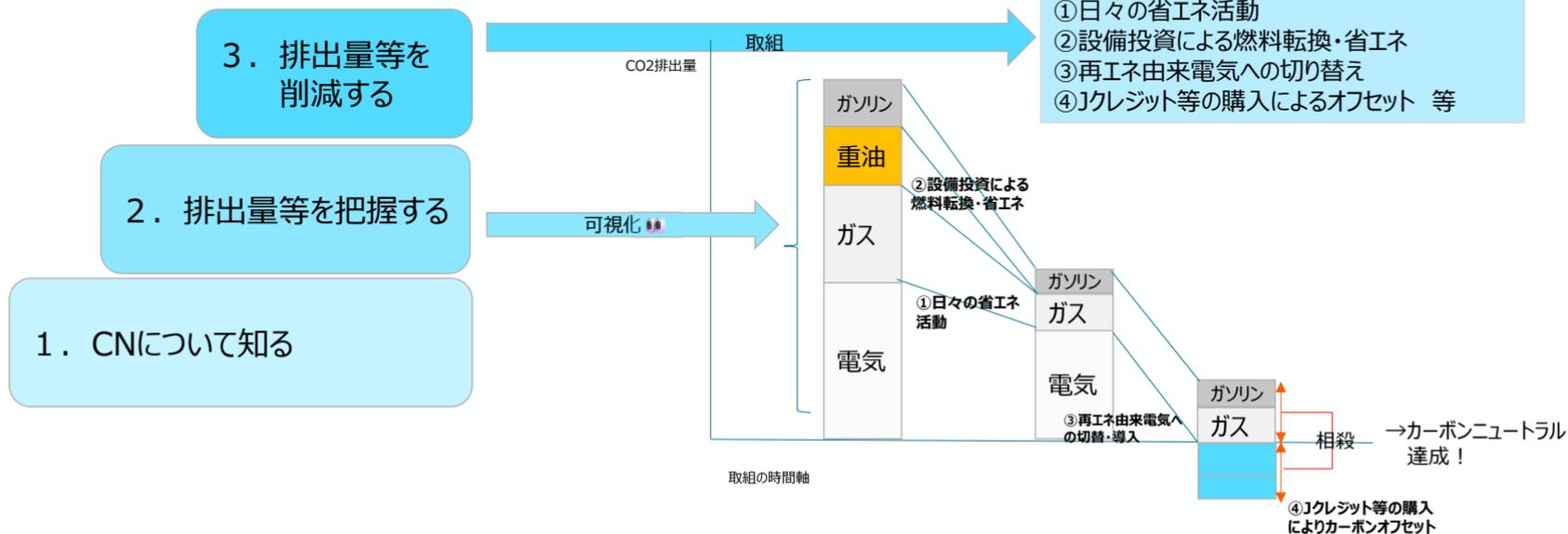
はじめに：脱炭素に取り組むためのステップ

・脱炭素化への一般的なプロセスは

1. CNを知る→2. 排出量等を把握する（測る）→3. 排出量等を削減する

脱炭素化の取組度合い

企業としてカーボンニュートラルの実現にむけて



支援策を探す方法：中小企業のカーボンニュートラル支援策

- 経済産業省・環境省関連の支援制度をまとめています。
- 「CNについて知る」「排出量等を把握する」「排出量等を削減する」の3ステップに整理されています。
- 排出量の算定方法についても紹介しています。



経済産業省HPからダウンロードできます

※中段にある「中小企業のカーボンニュートラル支援」に掲載

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/index.html

掲載内容

CNについて知る

オンラインあり

- **カーボンニュートラル相談窓口**
- ハンドブックや事例集等
 - ▶ 脱炭素経営ガイド
 - ▶ カーボンニュートラル実現に向けたチェックシート
 - ▶ 脱炭素経営の取組手順
- CO₂排出量のセルフ診断ツール
- **省エネ診断／省エネお助け隊**

排出量を把握する

- 省エネ診断／省エネお助け隊（再掲）
- 排出量算定ツール
- SHIFT事業（脱炭素技術等による工場・事業場の省CO₂化加速事業）

排出量を削減する

- 省エネ診断／省エネお助け隊（再掲）
- SHIFT事業（再掲）
- Scope3事業
- **ものづくり補助金**
- **中小企業省力化投資補助金**
- **新事業進出補助金**
- **省エネ・非化石転換補助金**
- ZEB補助事業
- 脱炭素ビルリノベ事業
- クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）
- 省エネ設備投資利子補給金
- バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業
- ESGリス促進事業
- **CN投資促進税制**
- J-クレジット
- 太陽光発電設備等導入補助金
- 自家消費型太陽光発電・蓄電池導入補助金
- 自動車部品サプライヤー支援事業
- 環境・エネルギー対策資金（GX関連）



支援制度は随時見直しが行われています。

本日より紹介する内容は、2025年6月末現在の情報です。
各制度の活用を検討・準備する場合は、
ホームページ等で最新の情報をご確認ください。

活用したい支援制度が決まっていなかったり、
他の制度を探しているときは、ご相談ください。

問い合わせ先

九州経済産業局カーボンニュートラル推進・エネルギー広報室
TEL:092-482-5467
メール : bzl-k-kanene@meti.go.jp

- 中小企業・小規模事業者を対象としたカーボンニュートラル・脱炭素化の相談窓口。
- 相談対応に加え、カーボンニュートラルに向けたハズオン支援も実施。
- 加えて、中小企業・小規模事業者向けに脱炭素化に取り組む理由や具体的な方法を動画で紹介。

九州の相談窓口 ※全国の中小機構地域本部にも設置されています

中小企業基盤整備機構 九州本部 企業支援課
電話番号 092-263-0300

(対面又はオンライン※事前予約制)

■費用：無料（ハズオン支援は有料）

- ✓ どのようにカーボンニュートラルに取り組んだらいいのかわからない。
- ✓ 取引先から自社製品・工程のCO2排出量の開示を求められて困っている。
- ✓ 環境へ配慮した取り組みのPR方法について知りたい。

詳しくは
こちら

支援の概要、お問い合わせ、
お申し込みはこちらから →



研修
動画

研修動画の利用申込
(無料) はこちらから →



https://www.smrj.go.jp/regional_hq/kyushu/sme/cn/index.html

☑ サイトには「カーボンニュートラル実現に向けたチェックシート」も掲載されていますので、ぜひ御活用ください。

脱炭素社会の実現に向け
カーボンニュートラル
に取り組む中小企業をサポートします！

カーボンニュートラルに取り組む中小企業の支援を開始しました。

カーボンニュートラルに取り組む企業への支援メニュー

●九州本部相談窓口（要予約・無料）
経験豊富な専門家による相談窓口を設置しています。4名体制でカーボンニュートラルや省エネ、SDGs経営に関する相談にお答えしています。相談時間は1時間程度で何度でもご利用可能ですが、予約制となりますので、事前のご予約をお願いします。
オンライン対応も可能です。

●本部オンライン相談窓口（要予約・無料）
九州本部の窓口相談日程に合わない場合は、中小機構本部（東京）でもオンライン会議システムを用いた相談が可能です。毎週火曜日と木曜日に開設しています。

●ハズオン支援（有料）
脱炭素・環境経営に向けた計画策定について、専門家を長期継続派遣する枠定型で支援します。相談を希望される場合は、一度お問い合わせください。

カーボンニュートラル関連の製品・技術を持つ企業向け

●シェアテックを活用した販路開拓/オープンイノベーション
ビジネスマッチングサイト「GoodTech」上で、販路開拓やオープンイノベーションが可能です。不定期ですがオンライン商談会や海外企業とのマッチング/環境技術CEO商談会も開催しており、大手企業・海外企業の技術開発ニーズに対して、中小企業の強みが得意とする既存のカーボンニュートラルに資する技術や製品等のマッチングをサポートしています。

お問い合わせ先
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 九州本部 企業支援課 (電話：092-263-0300) 2023.5



<https://shoeneShindan.jp/>

- 省エネの専門家が工場・ビル・店舗等のエネルギーの使用状況を把握し、省エネできる改善項目を提案します。
- 希望に応じて、省エネお助け隊やその他診断機関が実施した省エネ診断結果を基に、省エネ取組を一緒に進めていくためのサポートを実施します。

支援活動の流れ

お申込み
特設WEBサイトから
お申込み

事前ヒアリング
貴社のニーズにや支援活動に必要な情報を確認

支援活動実施
現地で専門家による支援活動を実施

報告会
診断結果の報告をもって診断完了

1 ウォークスルー診断

設備の管理状況を診断し、エネルギーの無駄遣いや省エネにつながるヒントを見つけ、コスト削減の提案をします。

①設備単位プラン

負担額：5,720円/設備
※最大2設備まで組合せ可能

設備単位プランの対象設備



②工場・事業所全体プラン

診断プラン	負担額	年間エネルギー使用料	延床面積	事業所の規模
300kl 診断プラン	15,290円	300kl以下	1,000㎡以下	-
1,500kl 診断プラン	21,010円	300kl超～1,500kl以下	1,000㎡超～2,000㎡以下	2棟以上又は4階建て以上
3,000kl 診断プラン	26,840円	1,500kl超～3,000kl以下	2,000㎡超～5,000㎡以下	3棟以上又は7階建て以上
カスタム 診断プラン	26,840～48,840円	3,000kl超	5,000㎡超	4棟以上又は10階建て以上

2 IT診断

計測機器で取得したデータを活用し、設備やプロセスごとのエネルギー使用状況の見える化、分析等を行い、省エネ対策を提案します。

負担額：22,000～55,000円程度
(最大220,000円)

3 伴走支援

設備更新の最適仕様の調査、補助金等の申請サポート、省エネ・再エネ取組の定着支援等、幅広いサポートをします。

負担額：11,000～22,000円程度
(最大48,840円)



<https://www.shindan-net.jp/>

- ・工場、ビル全体を包括的に診断します。
- ・省エネ診断による使用エネルギー削減に加え、再エネを組み合わせで提案します。

支援
活動
の流れ

お申込み
特設WEBサイトから
お申込み

現地診断
実際の設備使用状況や
運転管理状況等を確認

報告書提出

診断結果説明会
提案内容の実施に
向けたアドバイス

※小規模診断を除く

1 診断メニュー・料金

	診断メニュー	年間エネルギー 使用量目安	料金 (税込)
小規模診断 ※1	専門家1人診断（説明会なし）	0～100kL未満	7,920円
A診断	専門家1人診断 + 診断結果説明会	0～300kL未満	10,670円
B診断 ※2	専門家2人診断 + 診断結果説明会 （説明会は1人）	0～1,500kL未満	16,940円
大規模診断 ※3	事前打合せ + 専門家2人診断 + 診断結果説明会	1,500kL以上	25,850円

※1 小規模診断は、美容室や飲食店などの店舗・小規模集合住宅(共用部)・設備数が少ない工場などの比較的規模が小さな事業所様を主な対象とするメニュー。

※2 ボイラーや大型空調機等、熱を利用する設備を多数お持ちの事業所や、比較的規模の大きな事業所等。

※3 大規模診断は、中小企業者のみに該当する事業者を対象とするメニュー。

※4 A診断、B診断、大規模診断は診断結果説明会の費用も含む（説明会未実施でも費用は同じ）。提案内容の実施率向上の観点から、原則、診断結果説明会は実施していただきます。

2 診断及び提案項目

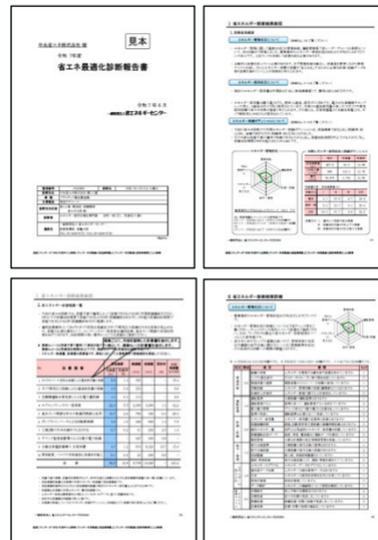
- ・設備・機器の最適な使い方
- ・メンテナンス方法の改善による省エネ
- ・温度、照度など設定値の適正化
- ・高効率機器への更新
- ・排熱等エネルギーロスの改善、有効利用
- ・太陽光発電など再エネ設備導入提案

3 診断結果の説明

経営層やエネルギー管理者の方に、提案内容や実施方法について丁寧に説明

- ・提案内容による改善効果
エネルギー削減量、コスト削減額、CO₂削減量
- ・エネルギー管理に関するアドバイス

【診断報告書のイメージ】



ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金



<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

活用事例も
紹介中

中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援します。

大幅な賃上げに取り組む事業者は、補助上限額を100~1,000万円引き上げる特例措置あり
(引上げの額は従業員数による)

最低賃金の引き上げに取り組む事業者は、補助率を2/3に引き上げる措置あり

第20次公募

公募開始日 令和7年4月25日(金)
申請開始日 令和7年7月1日(火) 17時
申請締切日 令和7年7月25日(木) 17時

※申請にあたっては、事前に**GビズIDプライムアカウント**の取得が必要となります。未取得の方はお早めに利用登録を行ってください。



基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

- ①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加
 - ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が 事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上 又は 給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加
 - ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
 - ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ)
- の基本要件を全て満たす3~5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3~5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。

※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

事業枠

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内生産性向上
補助上限	従業員数 5人以下 750万円 6~20人 1,000万円 21~50人 1,500万円 51人以上 2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	<共通> 機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓(輸出)に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

中小企業省力化投資補助金

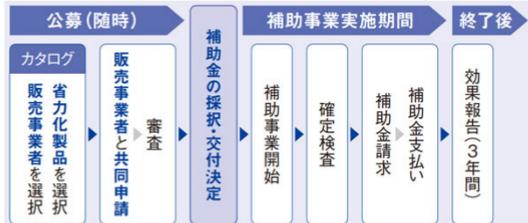


<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

- ・**手不足解消**に効果のある「**省力化投資**」を後押しするための支援です。
- ・「**カタログ注文型**」と「**一般型**」があります。

カタログ注文型

- ・対象製品のリスト（**カタログ**）に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- ・申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- ・省力化製品の「**販売事業者**」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします（**共同申請**）。

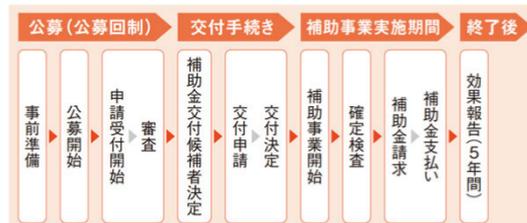


省力化製品を対象製品のリスト（**カタログ**）から選んで導入し、販売事業者と共同で「**労働生産性年平均成長率3%向上**」を目指す事業計画に取り組むものが対象

従業員数	補助率	補助上限額	大規模な賃上げを行う場合
5名以下	1/2以下	200万円	300万円
6～20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

一般型

- ・**オーダーメイド・セミオーダーメイド性**のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- ・公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- ・大幅賃上げ特例（補助上限額アップ）、最低賃金引き上げ特例（補助率2/3にアップ）があります。



省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「**労働生産性年平均成長率4%向上**」を目指す事業計画に取り組むものが対象

従業員数	補助率	補助上限額	大規模な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6～20名		1,500万円	2,000万円
21～50名	小規模・再生 2/3	3,000万円	4,000万円
51～100名		5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

**カタログ掲載製品の
カテゴリ例**

中小企業新事業進出補助金



<https://shinjigyou-shinshutsu.smrj.go.jp/>

・既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。



基本要件

「新規事業進出指針」に示す「新事業進出」の定義に該当する必要があります。

新事業進出の該当要件は、以下により構成されています。

- (1) 製品等の新規性要件
- (2) 市場の新規性要件
- (3) 新事業売上要件

詳しくはこちらをご覧ください



https://shinjigyou-shinshutsu.smrj.go.jp/docs/shinjigyou_shishin.pdf

公募期間

公募開始日 令和7年4月22日(火)
 申請開始日 令和7年6月17日(火)
 申請締切日 令和7年7月10日(木) 18時

※申請にあたっては、事前に**GビズIDプライムアカウント**の取得が必要となります。未取得の方はお早めに利用登録を行ってください。

中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、(※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること)

- ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加
 - ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上 又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加
 - ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準
 - ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等
- の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限	従業員数20人以下 2,500万円 (3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円 (5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円 (7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円 (9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
補助対象経費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費
その他	収益納付は求めません。基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加してないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や天災など、事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

省エネ・非化石転換補助金



活用事例も
紹介中

<https://syouenehojyokin.sii.or.jp/>

第2次公募 令和7年6月2日(月)～7月10日(木)
第3次公募 令和7年8月中旬～9月下旬(予定)

エネルギー需要最適化型

SIIに登録されたエネルギー・マネジメントシステム(EMS)機器を導入して、設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施する事業
【補助率】中小企業 1/2以内 大企業 1/3以内
【補助金上限額】1億

設備単位型

SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業
【補助率】1/3以内
【補助金上限額】1億円

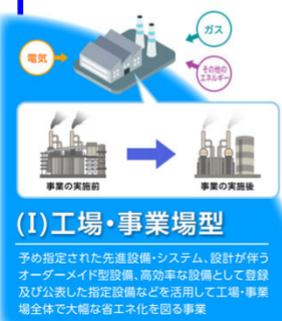
【ユーティリティ設備】

- ①高効率空調
- ②産業用ヒートポンプ
- ③業務用給湯器
- ④高性能ボイラ
- ⑤高効率コージェネレーション
- ⑥低炭素工業炉
- ⑦変圧器
- ⑧冷凍冷蔵設備
- ⑨産業用モータ
- ⑩LED照明器具
- 【生産設備】
- ⑪工作機械
- ⑫プレス機械
- ⑬ダイカストマシン
- ⑭プラスチック加工機械
- ⑮印刷機械

省エネ設備の更新にかかる設備費等の費用を補助します。
類型によっては省エネ効果の要件等が設定されています。



事業・事業場型



電化・脱炭素燃転型

化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う高効率な設備(指定設備)へ更新等する事業
【補助率】1/2以内 【補助金上限額】最大5億円

A 先進設備・システムの導入

SIIが予め採択した先進設備・システムへ更新等する事業
【補助率】中小企業 2/3以内
大企業 1/2以内
【補助金上限額】15億～最大40億円 ※
※単年度事業・複数年度事業
・連携事業年度によって異なる

B オーダーメイド型設備

機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備
※一般枠と中小企業投資促進枠があります
【補助率】中小企業 1/2以内
大企業 1/3以内
【補助金上限額】15億～最大40億円(※)
※単年度事業・複数年度事業
・連携事業年度によって異なる

C 省エネ効果が高い高効率な設備(指定設備)

SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業
※一般枠と中小企業投資促進枠があります
【補助率】中小企業 1/2以内
大企業 1/3以内
【補助金上限額】15億～最大40億円(※)
※単年度事業・複数年度事業
・連携事業年度によって異なる

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（CN税制）



産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、**最大10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大14%）又は50%の特別償却（注）**を措置します。

（注）措置対象となる投資額は、500億円まで。

控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額又は所得税額の20%までになります。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyo/ka/cn_zeisei.html

【税制措置の内容】

企業区分及び認定された計画全体の炭素生産性の向上率によって異なります。

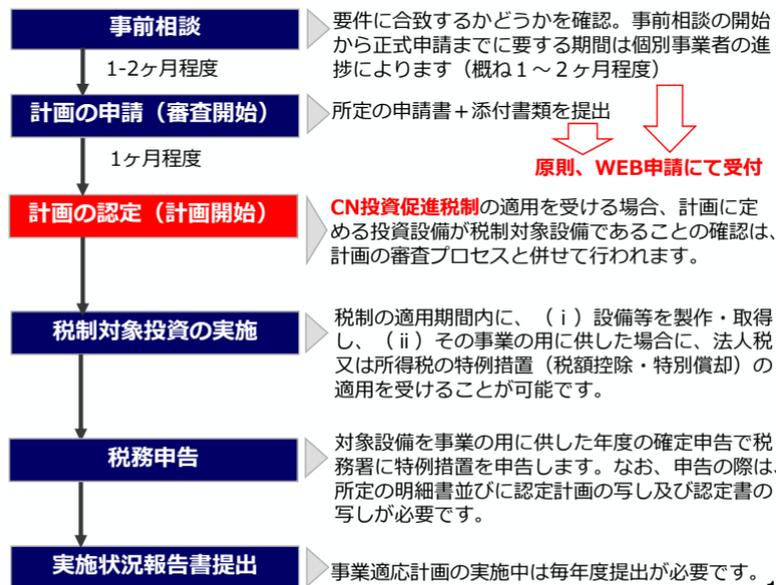
企業区分	炭素生産性の向上率	税制措置
中小企業者等（※）	17%	税額控除14% 又は 特別償却50%
	10%	税額控除10% 又は 特別償却50%
中小企業者等以外の事業者	20%	税額控除10% 又は 特別償却50%
	15%	税額控除5% 又は 特別償却50%

（※）中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の6第9項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の7第6項第1号に規定する中小企業者をいいます。

$$\text{炭素生産性} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量}}$$

※付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

【申請の流れ・スケジュール】



問い合わせ先

九州経済産業局

カーボンニュートラル推進・エネルギー広報室

TEL:092-482-5467

bzl-k-kanene@meti.go.jp